



佐賀県公報

平成18年
2月15日
(水曜日)
第 12717号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(九四・長寿社会課)一
(九五・〃)一

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(九六・建築住宅課)二

- 佐賀県高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務規程の一部改正

(九七・道路課)五

- 道路の区域の変更

(九八・〃)五

- 道路の供用開始

(九九・市町村課)五

- 字の区域の変更

(一〇〇・〃)六

-

公 告

(園芸課)六

- 普通肥料の検査結果

(〃)六

- 特殊肥料の検査結果

人事委員会事項

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一)七
(〃・二)七

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(〃・二)七

○ 告 示

●佐賀県告示第九十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定

- 一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定

居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第九十四号

- 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援七山事業所
所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一

- サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一
サービスの種類 指定通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

三 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援七山事業所
所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一

●佐賀県告示第九十六号

佐賀県高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務規程（平成十四年佐賀県告示第百五十一号）の一部を次のとおり改正する。

平成十八年一月十五日

佐賀県知事　山　三　康

様式第一印

賃貸住宅の位置		全住戸　・　一部	
賃貸住宅の戸数		戸	
入居開始時期		年	月　日
賃貸住宅の規模	m ² ～	共益費の概算額	円～
賃貸住宅の空家の有無	有　無		円
法第30条第1項の認定（高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定）の有無			
法第56条の認可（終身建物質貸借に係る事業の認可）の有無			

を

構造（造）	階数（階建）	建設年月（年　月）
バリアフリーに関する構造又は設備		
□段差のない床	□便所、浴室及び階段の手すり	
□介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口		
□介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの	□エレベーター	□非常通報装置
□介助を考慮した広さの浴室		

※登録する全ての住戸に備えられている構造又は設備のみチェックしてください。

」

賃貸住宅の位置	
高齢者円滑入居賃貸住宅部分	全住戸　・　一部
構　　造	造
階　　数	階建
建　　設　　年　　月	(西暦)　　年　　月
項　　目	(A)　　(B) 高齢者専用賃貸住宅　　高齢者専用賃貸住宅 以外の高齢者円滑入居　　賃貸住宅 賃貸住宅

を

賃貸住宅の戸数						
賃貸住宅の規模						
賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額						
高齢者専用賃貸住宅の敷金、その他入居の際に受領する費用（前払家賃を除く。）の概算額						
前払家賃の概算額						
賃貸住宅の空室の有無						
前払家賃に対する保全措置の有無						
入居開始時期 (賃貸住宅の用に供する前の賃貸住宅の場合のみ記入)						
バリアフリーに関する構造又は設備						
段差のない床	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
便所、浴室及び階段の手すり	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
介助を考慮した広さの浴室	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
エレベーター	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
非常通報装置	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> なし
居間	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無			
食堂		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
台所		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
収納	<input type="checkbox"/> 設備		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
浴室		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
食事室		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
入浴・排せつ等		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
介護その他日常生活上の世話の提供の有無	<input type="checkbox"/> 緊急時対応等認可		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
その他		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
法第30条第1項の認定（高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定）の有無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
法第56条の認可（終身建物賃貸借に係る事業認可）の有無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有

参考欄「印や次のものに沿え。

△△△△△

様式第2号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿

登録年月日		登録番号	
更新年月日			
賃貸人の氏名又は名称			
賃貸人の住所			
賃貸人の連絡先又は建物（建物の一部を含む。）の賃貸の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所及び連絡先	氏名（名称）		
	住所		
	連絡先		
賃貸住宅の位置	全住戸・一部		
構造		階数	
建設年月			
賃貸住宅の概要	項目	高齢者専用賃貸住宅	左記以外の高齢者円滑入居賃貸住宅
	賃貸住宅の戸数	戸	戸
	賃貸住宅の規模		
	賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額		
	高齢者専用賃貸住宅の敷金、その他入居の際に受領する費用（前払家賃を除く。）の概算額		
	前払家賃の概算額		
	前払家賃に対する保全措置の有無		
	賃貸住宅の空室の有無		
賃貸住宅の構造・設備	入居開始時期		
	バリアフリーに関する構造又は設備		
	段差のない床		
	便所、浴室及び階段の手すり		
	介助用の車椅子で移動できる幅の廊下及び居室の出入り口		
	介助を考慮した広さの便所で腰掛け便座が設けられたもの		
	介助を考慮した広さの浴室		
	エレベーター		
高齢者専用賃貸住宅	共同部分に関する共同利用施設		
	居間		
	食堂		
	台所		
	収納設備		
	浴室		
	介護その他日常生活上の世話の提供の有無		
	食事		
入浴・排せつ等			
緊急時対応等安否確認			
その他			
高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定			
終身建物賃貸借に係る事業の認可			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十八年二月十五日から平成十八年三月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十五日

佐賀県知事 古川康

一般国道 二六四号	道 路 の 区 間		道路の種類 及び路線名
	区	間	
三養基郡みやき町大字江口字新土居 外一ノ角三七〇四番三地先から	後	前	変更前
三養基郡みやき町大字江口字新土居 内二ノ角三四七六番一地先まで	二七・〇	八・九	幅員
三養基郡みやき町大字江口字新土居 外一ノ角三七〇四番三地先から	八・九	一九・七	メートル
三養基郡みやき町大字江口字新土居 内二ノ角三四七六番一地先まで	三〇一・五	二九三・三	延長
三養基郡みやき町大字江口字新土居 外一ノ角三七〇四番三地先から			メートル
三養基郡みやき町大字江口字新土居 内二ノ角三四七六番一地先まで			

その区間を表示した図面は、平成十八年二月十五日から平成十八年三月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十五日

佐賀県知事 古川康

路線名 二六四号	供用開始の区間		供用開始の期日
	三養基郡みやき町大字江口字新土居外一ノ角三七〇四番三地先から	三養基郡みやき町大字江口字新土居内二ノ角三四七六番一地先まで	
			平成一八・二・一六

●佐賀県告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、有田町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十八年二月十五日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する 字の名称 中部字赤坂	同上に編入する区域	
	中部字開田	中部字後口山
中部字赤坂丙三二三〇番九 中部字後口山丙三二八九番一及び丙三二一九番二並びにこれらに伴う道路の区域	中部字開田丙三二三〇番九 中部字赤坂丙三一八五番五及び丙三二一九番六	中部字赤坂丙三一八五番四及び丙三二一九番七
中部字赤坂丙三二八九番三 中部字後口山丙三二八九番四	中部字赤坂丙三一八五番五及び丙三二一九番六	中部字赤坂丙三一八五番三及び丙三二一九番七

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

●佐賀県告示第九十八号

●佐賀県告示第一百号

地方自治法（昭和11年法律第六十七号）第111条六十条第一項の規定により、太良町の区域内の字の区域を次のとおり変更する。町長からの届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の11第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公示があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する
字の名称

大字糸岐字嘉瀬	大字糸岐字川南1099の1部、1100の1部、1101の1部及び 1101の一部並びにその他の道路及び水路の区域
大字糸岐字川南	大字糸岐字嘉瀬四四111及び四四111の地先の字川南の道路
大字糸岐字横川	大字糸岐字横川八四八五及び八四九〇の地先の字無田の道路及 び水路

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、AN—アンモニア性窒素、CP—く溶性りん酸、WP—水溶性リン酸、CK—く溶性加里、WK—水溶性加里

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成18年2月15日

佐賀県知事 古川 康

平成17年11月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又 は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果				備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TZn (mg/kg)	
たい肥	伊万里市農業協同組合	牛糞堆肥	2.32	3.27	3.29		
たい肥	松野裕	ゆうさん	3.34	3.15	1.50	150	

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成18年2月15日

佐賀県知事 古川 康

平成17年11月分

注 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TZn—亜鉛全量、

水分—水分含有量

2 分析値は、原則として乾燥処理をしていない現物当たりの数値である。

肥料の 種類等	保証票 添付者	肥料の 名 称	検査の概要			備 考
			分 析 檢 查	保 証 票 検 查	そ の 他 の 檢 查	
		項 目	指摘事項	検 查		

○人事委員会事項

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「部長、理事」の下に「最高情報統括監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「理事」を「理事 最高情報統括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月十五日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷